

令和8年10月から 補助上限額が変更します

現在配布している「子育てのための施設等利用給付についてのお知らせ」に掲載している上限額は令和8年9月利用分までの内容となります。

令和8年10月利用分から補助上限額が下記のとおり引き上げられます。

※上限額改定に伴う認定の手続きや請求方法に変更はありません。

利用施設	利用区分	認定区分	令和8年9月利用分まで(月額)	令和8年10月利用分から(月額)
・私学助成幼稚園	保育料 (教育時間)	新1号～新3号 認定	25,700円	28,000円
・私学助成幼稚園 ・給付型幼稚園 ・認定こども園	預かり保育 (3-5歳)	新2号認定	450円×利用日数 (月額上限11,300円)	490円×利用日数 (月額上限12,300円)
	預かり保育 (2歳※1)	新3号認定	450円×利用日数 (月額上限16,300円)	490円×利用日数 (月額上限17,700円)
・認可外保育施設等 ※2	認可外保育施設 (3-5歳)	新2号認定	37,000円	40,300円
	認可外保育施設 (0-2歳)	新3号認定	42,000円	45,700円

※1 3歳の誕生日の前日から当年度3月31日まで

※2 認可外保育施設(相模原市認定保育室を含む)、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、認可外の事業所内保育、ベビーシッター、ベビーホテル等

(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、一定基準以上の預かり保育(1日8時間、年間200日以上)を実施している幼稚園を併用している場合については、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外)

各種認定の手続きや制度の詳細は「子育てのための施設等利用給付についてのお知らせ」をご確認ください。

お問い合わせ

相模原市中央区中央2-11-15相模原市役所本館4階

保育課 教育・保育推進班042-769-8341